

人事行政の運営などの状況について

大阪狭山市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、市民の皆さんにより広くその内容を理解していただくため、次のとおり公表します。

この公表は、「地方公務員法」および「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、大阪狭山市における人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにお知らせすることにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的としています。

〈問い合わせ〉 人事グループ

I. 職員の任免や職員数などの状況

1. 職員の採用・退職の状況

区 分		合計	一 般 行政職	福祉職	技 能 労務職	教育職	消防職	企業職
採用者数	平成 19 年 4 月 1 日 ～ 平成 20 年 3 月 31 日	7 人	6 人	—	—	1 人	—	—
	平成 20 年 4 月 1 日	9 人	6 人	—	—	—	3 人	—
退職者数	平成 19 年 4 月 1 日 ～ 平成 20 年 3 月 31 日	16 人	8 人	1 人	2 人	1 人	1 人	3 人

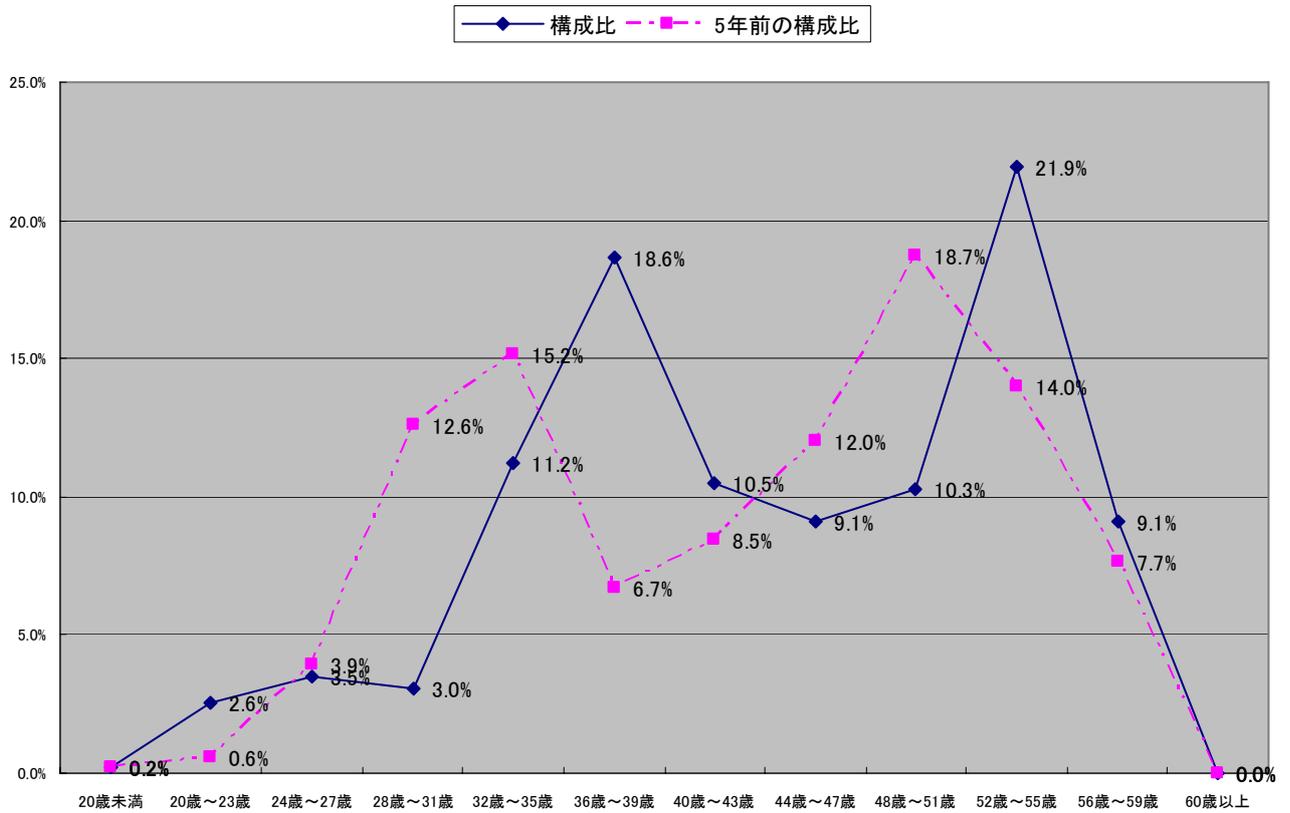
2. 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		H19 年	H20 年		
一 般 行 政	議 会	4	4	0	
	総 務	77	75	△2	欠員不補充（△2）
	税 務	22	21	△1	欠員不補充（△1）
	労 働	1	1	0	
	民 生	69	67	△2	欠員不補充（△2）
	衛 生	30	31	1	業務増による補充（1）
	農林水産	3	3	0	
	商 工 土 木	3 27	3 29	0 2	欠員補充及び業務増による補充（2）
小 計		236	234	△2	
特 別 行 政	教 育	83	79	△4	欠員不補充（△4）
	消 防	69	71	2	欠員補充（2）
	小 計	152	150	△2	
普通会計計		388	384	△4	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	21	18	△3	欠員不補充（△3）
	下 水 道	9	9	0	
	そ の 他	19	19	0	
	小 計	49	46	△3	
合 計		437	430	△7	

（注） 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長を含みます。

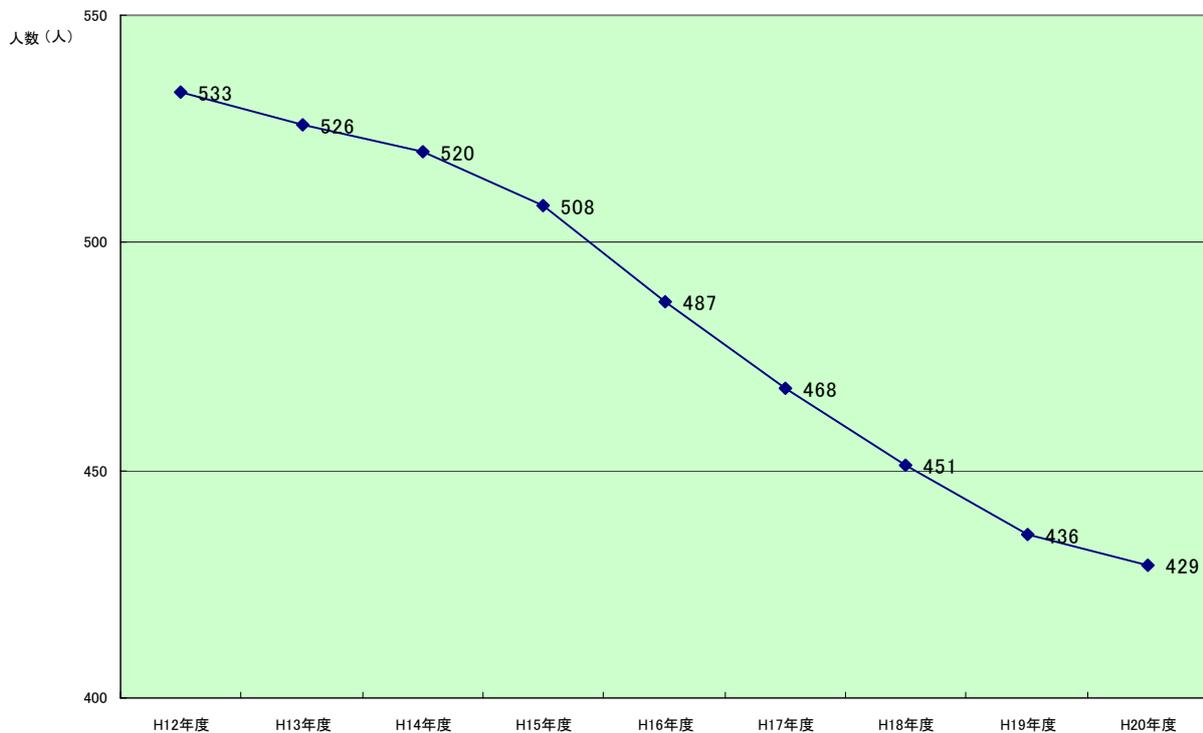
3. 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）

区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数		1人	11人	15人	13人	48人	80人	45人	39人	44人	94人	39人	0人	429人
男女別内訳	男	1人	10人	12人	5人	37人	60人	37人	22人	28人	78人	34人	0人	324人
	女	0人	1人	3人	8人	11人	30人	8人	17人	16人	16人	5人	0人	105人



4. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
職員数	533人	526人	520人	508人	487人	468人	451人	436人	429人



5.

定員適正化計画の状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	5年間で47人（10.0%）の削減を目標とします。

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年4月1日における職員数468人（教育長を除く）を基準として、5年間で47人（10.0%）の職員数の削減を行い、平成22年4月1日における目標職員数を421人とします。

③ 過去の定員適正化の実績（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		増減数	増減率
		平成13年	平成19年		
一 般 行 政		277	236	△41	△14.8%
特 別 行 政		192	152	△40	△20.8%
公営企業等会計		58	49	△9	△15.5%
計		527	437	△90	△17.1%

（注） 職員数には教育長を含みます。

II. 職員の給与の状況

大阪狭山市職員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、生計費、国およびほかの地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを考慮して定められています。給与の種類や支給額などは、具体的には、「一般職の職員の給与に関する条例」などで定められており、条例などに基づいて支給された給与の状況は次のとおりです。（なお、ここに記載する給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額で、いわゆる手取額ではありません。）

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H18年度の 人件費率
H19年度	57,802人	14,692,230千円	332,689千円	4,013,402千円	27.3%	28.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H19年度	387人	1,606,037千円	506,532千円	750,295千円	2,862,864千円	7,398千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の普通会計に属する人数です。

3. 特記事項（給与削減措置の状況）

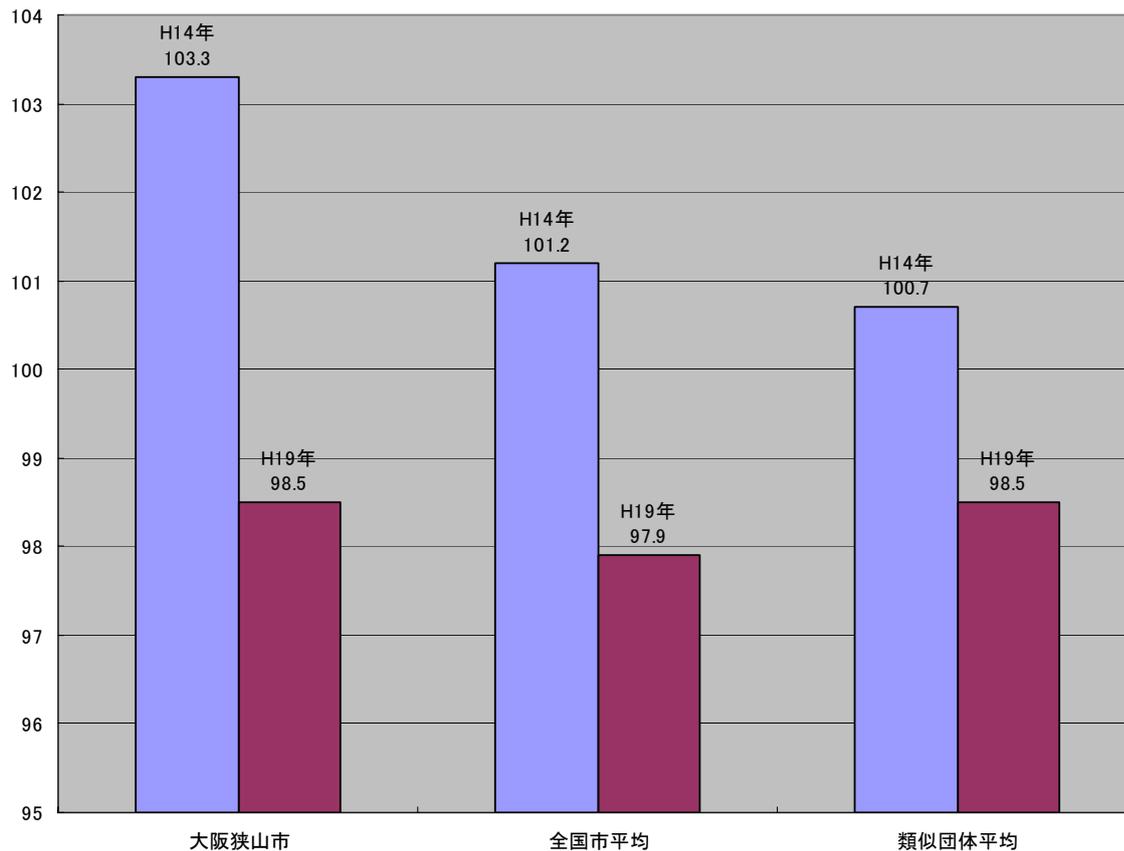
- ① 特別職の給与削減措置の実施（平成15年7月～平成19年3月・平成19年7月～平成23年3月）
市長、副市長及び教育長の給料の10%（平成20年4月～平成22年3月の間は15%）を削減しています。また、期末手当の月数を0.13月分削減しています。（平成19年12月～平成22年12月）
- ② 一般職の給与削減措置の実施（平成20年4月～平成22年3月）
一般職の給料の3%を削減しています。
また、期末手当の月数を0.1月分削減しています。
- ③ 管理職手当の削減措置の実施（平成15年10月～当分の間）
管理職手当の10%を削減しています。

4. ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	平成14年(A)	平成19年(B)	比較(B-A)
大阪狭山市	103.3	98.5	△4.8
全国市平均	101.2	97.9	△3.3
類似団体平均	100.7	98.5	△2.2

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数として用いられるものです。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。



5. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45歳 7月	350,861円	461,309円
技能労務職	41歳 5月	311,349円	389,465円

(注) 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

6. 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在) ※ () 内は給料削減措置後の額

区 分		大 阪 狭 山 市	国
一般行政職	大 学 卒	185,800円 (180,226円)	172,200円
	高 校 卒	155,700円 (151,029円)	140,100円
技能労務職	高 校 卒	149,800円 (145,306円)	137,200円

7. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成20年4月1日現在)

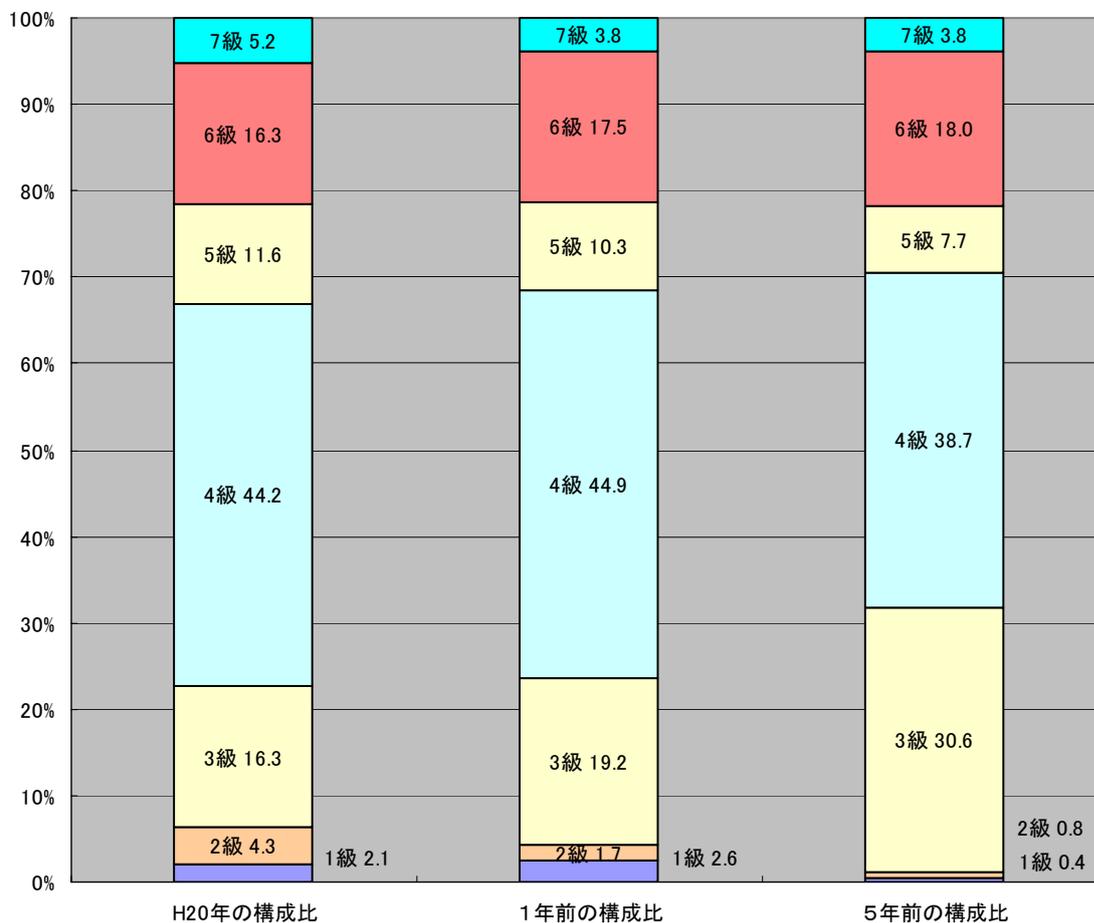
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	—	348,197円
	高校卒	—	—	301,961円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

8. 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主査	主幹	課長	部長		
職員数	5人	10人	38人	103人	27人	38人	12人	233人	
構成比	2.1%	4.3%	16.3%	44.2%	11.6%	16.3%	5.2%	100.0%	
参考	1年前の構成比	2.6%	1.7%	19.2%	44.9%	10.3%	17.5%	3.8%	100.0%
	5年前の構成比	0.4%	0.8%	30.6%	38.7%	7.7%	18.0%	3.8%	100.0%

(注) 平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、9級制から7級制に変更しています。



9. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市		国	
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,997千円		—	
(平成19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.9月分 1.50月分 (1.5)月分 (0.75)月分		(平成19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.50月分 (1.6)月分 (0.75)月分	

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
---	--

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (平成20年4月1日現在)

大阪狭山市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額		
1人当たり 平均支給額 14,926千円 26,075千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		191,753千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)		460,945円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	10%	411人	10%

④ 扶養手当、住居手当及び通勤手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、 扶養親族のうち1人は11,000円) 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ	
住居手当	借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え23,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が23,000円を超える場合 家賃額に応じて最高27,000円 持家居住者 自ら所有する場合 5,500円 (ただし、新築、購入の場合は、 5年を経過するまでは8,000円)	同じ 異なる	 — 2,500円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額 (6箇月定期券相当分支給) 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ	

⑤ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）	2,864千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	63,631円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	10.6%		
支給職員数（平成20年4月1日現在）	45人		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年4月1日現在）	10.5%		
支給職員1人当たり平均支給月額（平成20年4月1日現在）	6,062円		
手当の種類（手当数）	8種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	徴収業務に従事した職員	市税、国民健康保険料又は介護保険料を徴収するために実地に訪問し納入の督促及び徴収事務	日額 200円
社会福祉事務手当	実地調査又は指導等に従事した職員	(1)生活保護法の規定に基づきその被保護者又は要保護者の住居等を訪問して実地調査又は指導の業務	日額 300円
		(2)上記以外で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、これらの者に面接し本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し本人に対し生活指導を行う等の業務	日額 200円
下水処理作業手当	処理作業に従事した職員	管渠等での汚水、汚泥等のしゅんせつ搬出作業	日額 500円
行旅病人等収容護送手当	収容又は護送に従事した職員	(1)行旅病人の収容又は護送 (2)行旅死亡人の収容又は護送	1件 500円 1件3,000円
死獣処理手当	処理作業に従事した職員	犬、猫その他これらに類するものの死体の処理作業	1回 500円
感染症防疫作業手当	消毒作業に従事した職員	感染症の予防消毒作業	1回 500円
危険手当	危険業務に従事した職員	(1)交通を遮断することなく道路上で行う作業 (2)毒物及び劇物取締法規程する薬品等を使用して行う作業 (3)地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	日額 500円
救急出動手当	救急救命士の資格を有する消防職員	救急救命業務	1回 500円

⑥ 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	75,241千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	181千円
支給実績（平成18年度決算）	57,689千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	134千円

10. 特別職の報酬などの状況（平成20年4月1日現在） ※< >内は給料削減措置後の額

区 分			給 料 月 額 等
給料	市長	900,000円(810,000円) <765,000円>	
	副市長	760,000円(684,000円) <646,000円>	
報酬	議長	551,000円<528,960円>	
	副議長	494,000円<474,240円>	
	議員	475,000円<456,000円>	
期末手当	市長	(平成19年度支給割合) 4.32月分	
	副市長	—	
退職手当	議長	(平成19年度支給割合) 4.32月分	
	副議長	—	
退職手当	市長	(算定方式) (支給時期) 給料月額×45/100×在職月数 任期ごと	
	副市長	給料月額×30/100×在職月数 任期ごと	
		—	

11. 公営企業職員（水道事業）の状況

(1) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)H18年度の 総費用に占める職 員給与比率
	千円	千円	千円	%	%
H19年度	1,184,402	150,624	222,609	18.8	17.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H19年度	21人	95,120千円	26,869千円	45,117千円	167,106千円	7,957千円

(注) 1 職員手当には退職給与金は含んでいません。

2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大阪狭山市	48.1歳	436,636円	661,015円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(3) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	一般行政職
1人当たり平均支給額 (H19年度) 2,148千円	1人当たり平均支給額 (H19年度) 2,052千円
(H19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.50月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(H19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.50月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成20年4月1日現在）

大阪狭山市	一般行政職
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額
1人当たり 平均支給額 0千円 27,665千円	1人当たり 平均支給額 14,926千円 29,570千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績 (H19年度決算)			10,671千円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (H19年度決算)			508千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	18人	10%

④特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績 (H19年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H19年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H19年度)	0.0%
支給職員数 (H20年4月1日現在)	4人
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H20年4月1日現在)	22.2%
支給職員1人当たり平均支給月額 (H20年4月1日現在)	2,000円

手当の種類 (手当数)			2 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	徴収業務に従事した職員	徴収業務	日額 200円
危険手当	危険業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法に規定する薬品等を使用して行う作業	日額 500円

⑤時間外勤務手当

支給実績 (H19年度決算)	1,408千円
職員1人当たり平均支給年額 (H19年度決算)	67千円
支給実績 (H18年度決算)	1,752千円
職員1人当たり平均支給年額 (H18年度決算)	83千円

⑥その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (H18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円) 16歳から22歳の子がある場合の加算額1人につき 5,000円	同じ		4,242千円	249,529円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え23,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が23,000円を超える場合 家賃額に応じて最高27,000円 持家居住者 自ら所有する場合 5,500円 (ただし、新築、購入の場合は、5年を経過するまでは8,000円)	同じ		1,121千円	70,063円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額(6箇月定期券相当分支給) 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円~24,500円	同じ		1,626千円	90,333円
手管理職当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて、40,000円~80,000円 (減額措置後36,000円~72,000円)	同じ		7,349千円	524,926円
手休日勤務当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ		—千円	—円

Ⅲ. 職員の勤務条件やサービスの状況

1. 勤務時間などの状況

部門	開庁日や勤務時間など	備考
本 庁 な ど	毎週月曜日～金曜日（休日を除く） 午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分	土曜日及び日曜日を週休日とする
保 育 所	毎週月曜日～土曜日（休日を除く） 午前7時15分～午後7時15分 うち休憩時間45分	日曜日及び月曜日から土曜日の間で指定する1日を週休日とする 時差勤務により対応 （早出）午前7時15分～午後3時45分 （遅出）午前10時45分～午後7時15分 など
幼 稚 園	毎週月曜日～金曜日（休日を除く） 午前8時30分～午後5時 うち休憩時間45分	保育終了後、預かり保育を実施している
図 書 館	毎週火曜日～日曜日（休日を除く） 午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分	月曜日及び4週間につき4日の指定する日を週休日とする 月曜日についても開館日としている
郷 土 資 料 館	毎週火曜日～日曜日（休日を除く） 午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分	月曜日の午前中は開館日としている
消防本部（隔日勤務）	隔日（2交替制）勤務 1当務午前9時～翌日の午前9時 うち休憩時間（仮眠時間を含む） 8時間30分	週休3当務1休 2当務1休（併用） 夜間勤務は、通信、受付業務等に従事

2. 年次有給休暇や特別休暇の状況

休暇の種類	内 容	付与日数	
年次有給休暇	年次有給休暇の日数は1年につき20日とし、その残日数を限度として翌年に繰り越し可能	20日	
特別休暇の主な内容	骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のため骨髄液を提供する場合で、検査、入院等が必要な場合	必要な日又は時間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合	5日以内
	結 婚 休 暇	職員が結婚する場合	7日以内
	育 児 時 間 休 暇	生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回、各45分以内
	妻 の 出 産 休 暇	妻が出産する場合	5日以内
	子の看護のための休暇	中学校就学前の子の看護が必要な場合	1年につき5日以内
	妊娠障害（つわり）休暇	妊娠障害のため勤務が著しく困難な場合	2週間以内
	産 前 休 暇	職員が出産する場合	産前8週間
	産 後 休 暇	職員が出産した場合	産後8週間
	流 産 休 暇	妊娠4月未満で流産した場合	2週間以内
	忌 引 休 暇	親族の喪に服する場合	続柄に応じて 父母 10日 祖父母 5日 など

IV. 分限処分・懲戒処分の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

処分の種類		処分者数
分限処分	免職	0人
	降任	0人
	休職	6人
懲戒処分	免職	1人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

地方公務員法第28条に基づく分限処分及び同法第29条に基づく懲戒処分の状況は、左の表のとおりです。

V. 職員研修の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

大阪狭山市では、職員の能力開発や資質の向上のため職員研修を実施しています。昨年度実施した職員研修の状況は、次のとおりです。

研修区分	主な研修	受講者数 (延人数)
人事グループ研修	人材育成研修・人材育成講演会・普通救命講習会・防火管理者養成講習会・まちづくり研修会 など	789人
人権研修	部落解放・人権関係研修・日本女性会議 など	7人
派遣研修	中部都市職員研修協議会研修・おおさか市町村職員研修研究センター（マッセ大阪）研修・その他派遣研修 など	146人

VI. 職員の福利厚生などの状況

地方公務員法第42条に基づく職員の福祉及び利益の保護に関する事業は、次のとおりです。

1. 健康管理事業の実施状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

区分	内容	
職員健康診断	定期健康診断	身長・体重・視力・聴力・胸部レントゲン・血圧測定・血液検査 など
	深夜業務を含む検診	深夜業に常時従事する職員に対し、上記検査項目を実施
	VDT検診	VDT作業に従事する職員の希望者対象
	頸肩腕腰痛検診	腰部に過度の負担がかかる立ち作業、重量物取扱い作業、長時間の運転作業に常時従事する職員対象

2. 職員互助会などの状況（平成20年4月1日現在）

区分	内容	
大阪府市町村職員互助会	補助金率（掛金：補助金）	1：0.5
	主な実施事業	福利厚生事業・給付事業・社会福祉事業
大阪狭山市職員厚生会	補助金率（掛金：補助金）	1：0
	主な実施事業	福利厚生事業・給付事業・社会福祉事業

VII. 公平委員会の状況

1. 公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められており、その主な内容は次のとおりです。

①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、および必要な措置を執ること

②職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること

2. 公平委員会の業務の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

公平委員会の業務	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件